

委員から提出された追加意見

小 出 委 員

関 澤 委 員

「より安全な物質への代替について」関連の補足意見

化管法見直し合同会合
委員 小出 重幸

- ・代替物質について、佐藤委員をはじめ幾人かの委員から、安易な代替物質への転換に注意を喚起する指摘がありました。同じ主旨の意見と、お願いをいたします。
 - ・あらゆる物質には、メリットとデメリットがあり、はんだの場合でも、鉛を使う意味とリスクの、両面があったはず。西欧の規制が厳しくなったから などの理由で、ビスマスやアンチモンで代替することには、安全性が十分に確認されているのかという検証も含めて、慎重でなければならないと思います。
 - ・また、「衛生面の安全」という指標だけではなく、環境配慮型化学（グリーン・サステイナブル・ケミストリー）の視点から、あるいは製品の製造から廃棄までをにらむライフサイクル・アセスメントの立場ではどう評価できるのか、なども考慮すべきだと思います。
 - ・代替物質への転換には、こうした統合的な評価が不可欠で、また、その結果を社会に知らせることは、化学物質への市民の認識を深める上でも、必要なことと思われ。ます。
 - ・たとえば、ベンゼン、キシレンにはどのような利便性、危険性があったのか、そのリスク評価はどの程度信頼できるものか、代替物質の評価はどうか 。
- これらの情報を社会に知らせる仕組みを、あわせて検討していただきたいと思います。

以上

中環審/産構審 化管法見直し合同会合（第4回）を受けての追加意見

化管法見直し合同会合
委員 関澤 秀哲

1) 資料6 PRTR 排出量等の算出方法について

事業者の算出実態の分析

P8「4.事業者の算出実態の分析」に平成13年度データを届け出た全10,775事業所に対するアンケート調査結果が記載されているが、同データにおいて届出事業者の算出実態を評価すべきではないと考える。

- ・同調査は化管法施行後、初回の届出であり、事業者は実測による方法を採用できず、国などのマニュアルにより排出係数を用いて算出した可能性がある。
- ・17年度の届出事業所が40,823事業所に拡大していることから、再度調査を行い、実態を分析すべきである。

排出係数を採用している物質や工程、また事業所規模などのデータから、実態を分析することが望ましい。

【参 考】

鉄鋼業界では、実測による算出を原則としており、困難な場合のみ排出係数を用いるようにしている。

2) 資料8 自主的な化学物質管理の在り方について

化管法に基づく自主管理

化管法に基づく自主管理については、以下の理由により現状の位置付け（P1表1-1）を維持することに賛成である。

- ・事業所における暴露への寄与は、事業所が所在する地域により異なる。
- ・地方自治体によっては、すでに当該地域の実態に合わせて条例を整備している場合がある。
- ・国が事業者目標値の提出等を義務付ける場合には、有害大気汚染物質対策において行われた法律に基づく事業者の自主的な管理の前例を踏まえ、直接規制的手法として大気汚染防止法などに位置付けるべきである。

以 上